

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5999514号
(P5999514)

(45) 発行日 平成28年9月28日(2016.9.28)

(24) 登録日 平成28年9月9日(2016.9.9)

(51) Int. Cl.	F I
B 6 5 D 41/32 (2006.01)	B 6 5 D 41/32 A
B 6 5 D 1/04 (2006.01)	B 6 5 D 1/04 1 1 0
A 6 1 J 1/00 (2006.01)	A 6 1 J 1/00 Z
B 6 5 D 39/16 (2006.01)	B 6 5 D 39/16 D
B 6 5 D 55/02 (2006.01)	B 6 5 D 55/02

請求項の数 9 (全 9 頁)

(21) 出願番号	特願2013-521235 (P2013-521235)	(73) 特許権者	512290333
(86) (22) 出願日	平成23年7月4日(2011.7.4)		ラメプラスト エス.ピー.エー.
(65) 公表番号	特表2013-537502 (P2013-537502A)		イタリア国 アイー41016 ノヴィ
(43) 公表日	平成25年10月3日(2013.10.3)		ディ モデナ (エムオー), 1/27, ヴ
(86) 国際出願番号	PCT/IB2011/001556		ィア ヴェルガ
(87) 国際公開番号	W02012/014028	(74) 代理人	100091683
(87) 国際公開日	平成24年2月2日(2012.2.2)		弁理士 ▲吉▼川 俊雄
審査請求日	平成26年6月16日(2014.6.16)	(72) 発明者	フォンタナ, アントニオ
(31) 優先権主張番号	MO2010A000213		イタリア国 アイー41012 カルピ,
(32) 優先日	平成22年7月26日(2010.7.26)		72, ヴィア デュエ ポンティ
(33) 優先権主張国	イタリア (IT)		審査官 西堀 宏之

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 流体製品、特に医療品、薬品、及び化粧品の再閉鎖可能な容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

流体製品、特に医療品、薬品、及び化粧品の再閉鎖可能な容器(1)であって、

- 少なくとも1つの流体製品を含み、前記製品を分注する少なくとも1つの分注口(5)を有する少なくとも1つのネック(4)まで延びる少なくとも1つの中空体(2)と、

- 前記分注口(5)を閉じる閉鎖手段(7)と、

を備え、

前記閉鎖手段(7)は、

- 少なくとも1つの平面シート形グリップ要素(8)であって、前記平面シート形グリップ要素(8)から、前記分注口(5)を遮蔽する少なくとも1つのシャッターピン(9)が略同一平面に延び、前記平面シート形グリップ要素(8)は、前記シャッターピン(9)の両側に延びる少なくとも2つの部分(8a)を備え、前記平面シート形グリップ要素(8)は、前記2つの部分(8a)の間に得られ、内部に前記シャッターピン(9)が張り出して延びる溝(10)を画定するような形状である、少なくとも1つの平面グリップ要素(8)と、

- 少なくとも1つの事前確立破断エリア(13)に沿って前記平面シート形グリップ要素(8)に関連付けられるとともに、前記ネック(4)に関連付けられる少なくとも1つの管状カラー(12)と、

を備え、

前記閉鎖手段(7)が、静止構成で前記平面シート形グリップ要素(8)を支持面(1

8) 上に静止できるようにするのに適した少なくとも1つの静止ベースを備え、前記静止構成では、前記シャッターピン(9)が、前記支持面(18)に対して持ち上げられた状態を保ち、略垂直であり、下方に向かって突出し、

前記静止ベースが、前記部分(8a)の周縁側に沿って得られる一对の交差脚部(17)を備え、前記一对の交差脚部(17)は、閉鎖構成において、前記中空体(2)に向かって延びており、

前記閉鎖手段(7)が、前記静止ベースに対向して配置され、前記静止ベースと協働して、横たわり構成で、前記平面シート形グリップ要素(8)が前記支持面(18)に静止できるようにするのに適する少なくとも1つの軸方向静止縁部(19)を備え、前記横たわり構成では、前記平面シート形グリップ要素(8)が略水平に配置され、前記シャッターピン(9)が前記支持面(18)に対して持ち上げられた状態を保つことを特徴とする、

10

【請求項2】

前記交差脚部(17)の横全体寸法が、前記シャッターピン(9)の横全体寸法よりも大きいことを特徴とする、請求項1に記載の容器(1)。

【請求項3】

前記ネック(4)への前記管状カラー(12)のインターロック結合手段(14、15、16)を備えることを特徴とする、請求項1~2のうちいずれか一項に記載の容器(1)。

【請求項4】

20

前記ネック(4)への前記管状カラー(12)の封止/溶接による結合手段を備えることを特徴とする、請求項1~3のうちいずれか一項に記載の容器(1)。

【請求項5】

前記ネック(4)への前記管状カラー(12)の接着剤による結合手段を備えることを特徴とする、請求項1~4のうちいずれか一項に記載の容器(1)。

【請求項6】

前記事前確立破断エリア(13)が、少なくとも一对の破断可能ブリッジを備え、前記一对の破断可能ブリッジは、前記平面シート形グリップ要素(8)の前記部分(8a)を前記管状カラー(12)の外側面に接続することを特徴とする、請求項1~5のうちいずれか一項に記載の容器(1)。

30

【請求項7】

前記平面シート形グリップ要素(8)、前記シャッターピン(9)、及び前記管状カラー(12)が、一体で作られることを特徴とする、請求項1~6のうちいずれか一項に記載の容器(1)。

【請求項8】

前記平面シート形グリップ要素(8)を隣接容器(1)の前記平面シート形グリップ要素(8)に関連付けられ、それにより、前記容器(1)が前記隣接容器(1)と一列に並んでいることを特徴とする、請求項1~7のうちいずれか一項に記載の容器(1)。

【請求項9】

前記中空体(2)が少なくとも1つのグリップフィン(3)を備え、前記グリップフィン(3)が、隣接容器(1)の前記グリップフィン(3)と取り外し可能に関連付けられ、それにより、前記容器(1)が前記隣接容器(1)と一列に並んでいることを特徴とする、請求項1~8のうちいずれか一項に記載の容器(1)。

40

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、流体製品の再閉鎖可能な容器、特に、薬剤及び化粧品分野、又は医療及び歯科分野のみならず、食品セクタ等で使用される製品を含むのに適した再閉鎖可能な容器に関する。

【背景技術】

50

【 0 0 0 2 】

1回又は複数回の投与量の流体製品、例えば、ペースト、ゲル、又は液体を包装するポリマー材料製の容器の使用が知られており、投与回数に応じて、既知の容器は、単回投与又は再閉鎖可能で複数投与型であることができる。

【 0 0 0 3 】

一般に、このような容器は、事前設定された投与量の製品の収容体を備え、略管状であり、細長い形状を有し、ネックを有する先端を有し、上部に、製品の分注口が画定される。

【 0 0 0 4 】

収容体の逆の先端は、製品の導入に適した開口部を有し、この開口部は、充填された場合、例えば、封止/溶接により閉じられる。

10

【 0 0 0 5 】

閉鎖手段は、ネックに対応して容器に着脱可能に関連付けることが可能であり、分注口の閉塞を可能にする。収容体及び閉鎖手段は、射出成形等の形成技法により別個に製造し、次に、一緒に組み立てることができ、又は代替として、一体形成し、次に、ユーザによる使用の前に分離することができる。

【 0 0 0 6 】

収容体は一对のフィンも有し、一对のフィンは、ユーザが容器をより容易に握るのに適し、収容体自体の横外面から正反対の両側に延びる。既知の容器は、一体又は互いに一続きに関連付けられて(ストリップ)製造することができ、後者の場合、2つの連続容器の収容体のフィンは、事前設定される事前破断線に対応して互いに一時的に関連付けられる。

20

【 0 0 0 7 】

異なる使用方法及び製造方法に応じて、特に閉鎖手段及び閉鎖手段の構造を特に参照して、異なる種類の容器が既知である。

【 0 0 0 8 】

第1の種類の既知の容器は、例えば、成形段階中、事前設定された破断エリアに沿ってネックに締め付けられて、分注口を塞ぐ部分を有するフードの使用を見越している。

【 0 0 0 9 】

フードは、容器のネックの収容に適した溝も備え、分注口を閉じるシャッタ要素を有し、最初はネックに締め付けられた部分の逆に、外側に向かってまず回転する。

30

【 0 0 1 0 】

容器は、最初、破断エリアに対応してフードを分注口から取り外すことにより開けられ、製品の使用後、容器は、フードをひっくり返して、ネックを溝に嵌めることにより、且つ分注口内部へのシャッタ要素の位置決めを通して再び閉じられる。

【 0 0 1 1 】

しかし、フードの特定の形状は、容器を最初に使用する前に、溝及びシャッタ要素を外部汚染物質に露出される可能性を生じさせるため、次の使用中の製品の完全性を保証しない。

【 0 0 1 2 】

製品汚染の可能性を低減するために、単体で作られ、分注口内部に嵌められて封止されるピン型等のシャッタ要素を有する閉鎖手段と、邪魔せずに、閉鎖手段を容器本体に接続する変形可能又は破断可能要素とを備える、第2の種類の再閉鎖可能な容器が既知である。

40

【 0 0 1 3 】

そのような変形可能又は破断可能要素は、任意の改竄及び/又は製品の不注意による開封による製品汚染の存在の可能性についてユーザへの通知に適し、したがって、安全封止の機能を有する。

【 0 0 1 4 】

文献(特許文献1)から、第3の種類の容器も既知であり、この第3の種類の容器では

50

、閉鎖手段及び収容体は別体で作られ、後で一緒に組み立てられる。

【0015】

そのような容器の閉鎖手段は、分注口内部に嵌めて封止可能なピン等の種類のシャッタ要素が内部で得られる円筒形中空体と、収容体のネックへのインターロックにより締め付けることができる管状カラーからなる。

【0016】

管状カラーは、例えば、事前破断線、破断可能ブリッジ、断面低減部分等で構成される、適した弱化エリアにより円柱形プラグの内面に対応して着脱可能に関連付けられる。

【0017】

したがって、円柱形プラグ、管状カラー、及びピンは、収容体とは別個に一体で作られ、カラーは、ピンで分注口を閉じるインターロックにより、ネックに実質的に締め付けられる。

【0018】

製造目的でのそのような第3の種類の容器の簡易化されたはるかに容易なバージョンが(特許文献2)に示されている。

【0019】

この文献は、実際には、再閉鎖可能な容器の使用を示し、この容器では、収容体及び閉鎖手段はやはり2つの別個の個片で作られるが、円柱形プラグが、シャッタピン及び管状カラーを支持する平面グリップ要素で置換されるという違いを有する。(特許文献2)に示される容器は、さらなるアップグレードを受け入れる余地もある。この点に関して、使用中、シャッタピンを取り外し、平面要素を掴むことにより、ユーザが容器を開け、流体製品の分注中、実用的且つ容易なように収容体を取り扱うために、通常、平面グリップ要素を一時的に支持面(シェルフ、テーブル、洗面台の縁部等)に置くことが強調される。

【0020】

動作が終了すると、平面グリップ要素は分注口に再び嵌められて、容器を閉じる。

【0021】

しかし、支持面への静止段階中、シャッタピンは表面自体に不回避的に接触し、微生物及びバクテリアによる汚染の危険があり、分注口に嵌められると、続く使用が意図される容器内の残りの流体製品の汚染の危険もある。

【0022】

そのような状況は、射出成形を実用的且つ安価にするために、平面グリップ要素が特に薄い厚さを有し、支持面に水平でしか置くことができず、不都合なことに、シャッタピンが支持面に接触するために生じる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0023】

【特許文献1】英国特許第1446300号

【特許文献2】欧州特許第1289842号

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0024】

本発明の主な目的は、流体製品、特に医療品、薬品、及び化粧品の実用的に容易且つ機能的に使用可能な容器であって、全体寸法が特に低減され、使用中、微生物及びバクテリアにより生じる液体の汚染のいかなるリスクも有さない容器を提供することである。

【0025】

本発明の別の目的は、使用が単純、合理的、容易、且つ効率的並びに低コスト解決策の範囲内で最先端技術の上記欠点を解消可能な流体製品、特に医療品、薬品、及び化粧品の容器を提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0026】

10

20

30

40

50

上記目的は、流体製品、特に医療品、薬品、及び化粧品の再閉鎖可能な本容器であって

- 少なくとも1つの流体製品を含み、上記製品を分注する少なくとも1つの分注口を有する少なくとも1つのネックまで延びる少なくとも1つの中空体と、
- 上記分注口を閉じる閉鎖手段と、

を備え、

閉鎖手段は、

- 少なくとも1つの平面グリップ要素であって、上記平面グリップ要素から、上記分注口を遮蔽する少なくとも1つのシャッタピンが略同一平面に延びる、少なくとも1つの平面グリップ要素と、

- 少なくとも1つの事前確立破断エリアに沿って上記平面グリップ要素に関連付けられるとともに、上記ネックにしっかりと関連付けられる少なくとも1つの管状カラーと、
- を備え、

上記閉鎖手段が、静止構成で上記平面グリップ要素を支持面上に静止できるようにするのに適した少なくとも1つの静止ベースを備え、静止構成では、上記シャッタピンが、上記支持面に対して持ち上げられた状態を保つことを特徴とする容器により達成される。

【0027】

本発明の他の特徴及び利点は、純粹に例として示され、添付図面に限定されない流体、特に医薬品、薬品、化粧品の再閉鎖可能な容器の好ましいが、唯一ではない実施形態の説明からより明らかになる。

【図面の簡単な説明】

【0028】

【図1】本発明による容器のストリップの部分的に断面の正面図である。

【図2】組み立て前の本発明による容器の分解組立図である。

【図3】静止構成での本発明による平面グリップ要素の不等角投影図である。

【図4】横たわり構成での本発明による平面グリップ要素の断面図である。

【発明を実施するための形態】

【0029】

そのような図を特に参照して、全体的に1で示されるのは、流体製品、特に医療品、薬品、及び化粧品の再閉鎖可能な容器である。

【0030】

この点に関して、本取り決めでは、流体製品という用語が、液体製品のみならず、例えば、ペースト及びゲルの状態の様々な製品及び粉体製品、特に高い流動性を有する非常に細かい粉体製品も意味することを指摘しなければならない。

【0031】

容器1は、流体製品を含むように設計された中空体2を備える。

【0032】

中空体2は、略管状であり、且つ細長い形状を有し、その外面には、1つ又は複数の隣接容器1のグリップフィン3と着脱可能に関連付けられて、容器1のストリップ5(図1)を形成する一対のグリップフィン3が画定される。

【0033】

中空体2の先端は、流体製品を流出するための分注口5を有するネック4まで延びる。

【0034】

ネック4は略円筒形であり、中空体2の残りの部分よりも小さな直径を有し、中空体2と同軸に位置合わせされる。

【0035】

ネック4とは逆の中空体2の先端に対応して、流体製品を導入するための開口部6が画定され、開口部6の閉鎖(例えば、開口部自体のリップの封止により)は、製品が導入された後でのみ行われる。

【0036】

10

20

30

40

50

他方、分注口 5 の閉鎖は、平面グリップ要素 8 を備える特別な閉鎖手段 7 により行われる。

【 0 0 3 7 】

シャッタピン 9 が平面グリップ要素 8 から延び、平面グリップ要素 8 と略同一平面にある。

【 0 0 3 8 】

シャッタピン 9 は、分注口 5 内に嵌めることができる。

【 0 0 3 9 】

そのような点において、本取り決めで、シャッタピン 9 が平面グリップ要素 8 と同一平面にあると言う場合、これが、静止面が略同じであることを意味し、逆に、本容器 1 が形容詞「横」で定義される場合、この部分が少なくとも部分的に、平面グリップ要素 8 が静止する静止面に対して斜めの方向又は直角の方向に延びることを意味することを強調しなければならない。

【 0 0 4 0 】

平面グリップ要素 8 は、略平坦な形状を有し、2つの部分 8 a がシャッタピン 9 の両側に突出する。

【 0 0 4 1 】

換言すれば、平面グリップ要素 8 は、2つの部分 8 a の間に得られる溝 1 0 を画定するような形状であり、溝 1 0 内部では、シャッタピン 9 が張り出して延びる。

【 0 0 4 2 】

平面グリップ要素 8 は2つの対向する側 1 1 を有し、図 1 に示されるストリップ S の構成では、2つの対向する側 1 1 は、1つ又は複数の隣接容器 1 の平面グリップ要素 8 に関連付けられる。

【 0 0 4 3 】

閉鎖手段 7 は、さらに、管状カラー 1 2 を備え、管状カラー 1 2 は、一連の事前確立破断エリア 1 3 に沿って平面グリップ要素 8 に関連付けられる。

【 0 0 4 4 】

事前確立破断エリア 1 3 は、例えば、一对の破断可能ブリッジで作られ、破断可能ブリッジは、部分 8 a をカラー 1 2 の外面に接続し、カラー 1 2 の正反対の両側に配置される。

【 0 0 4 5 】

カラー 1 2 は、ネック 4 の周りに嵌めることができ、ネック 4 と一体をなすことを意図される。

【 0 0 4 6 】

図に示される本発明の特定の実施形態では、例えば、インターロック結合手段 1 4、1 5、1 6 は、ネック 4 とカラー 1 2 との間に配置される。

【 0 0 4 7 】

特に、インターロック結合手段 1 4、1 5、1 6 は、ネック 4 の外面に画定され、カラー 1 2 の内縁部に結合して、中空体 2 から離れて移動するのを防ぐ締め付け歯 1 4 を備える。

【 0 0 4 8 】

同様に、インターロック結合手段 1 4、1 5、1 6 は回転防止手段を備え、回転防止手段は、カラー 1 2 がネック 4 の周りで回転しないようにし、その本質は、例えば、カラー 1 2 で得られる一对の縦方向溝 1 5 にあり、ネック 4 の外面に画定される同数の縦方向突起 1 6 に結合することができる。

【 0 0 4 9 】

しかし、例えば、ホット型若しくは超音波型の封止/溶接により、又は接着剤により、カラー 1 2 がネック 4 と一体形成される、本発明の代替の実施形態も可能である。

【 0 0 5 0 】

平面グリップ要素 8、シャッタピン 9、及びカラー 1 2 が、例えば、射出成形等の形成

10

20

30

40

50

技法により、ポリエチレン又はポリプロピレンの類のポリマー材料を使用することにより、一体として形成されることも指摘しなければならない。

【0051】

同様に、中空体2は、別個のモジュール内部の閉鎖手段7と同じ形成技法を通して得ることもできる。

【0052】

したがって、中空体2は最初、図2に示されるように、閉鎖手段7から分離され、容器1が、カラー12をネック4に嵌め込み、同時にシャッタピン9を分注口5に嵌め込むことにより、第2の段階で組み立てられる。

【0053】

最初に使用される場合、破断可能ブリッジ13の破断後、カラー12がネック4に嵌められたままであり、開封が行われたことを示す「開封明示」機能を有する間、シャッタピン9は分注口5から取り外される。

【0054】

有利なことに、閉鎖手段7は、静止構成で平面グリップ要素8を一般支持面18に静止できるようにするのに適した静止ベースを備え、静止構成では、シャッタピン9は支持面18に対して持ち上げられた状態を保つ(図3)。

【0055】

特に、静止構成では、平面グリップ要素8は略垂直であり、シャッタピン9は垂直に配置され、下方に回転する。

【0056】

静止ベースの本質は、実際には、平面グリップ要素8の部分8aの周縁側に沿って得られる一对の交差脚部にあり、部分8aは、閉鎖構成では、中空体2に向かって回転する。

【0057】

通常、交差脚部17の横全体寸法は、すなわち、平面グリップ要素8の静止面に対して略直角の方向で測定される寸法は、シャッタピン9の横全体寸法よりも実質的に大きい。

【0058】

これにより、平面グリップ要素8が図3の静止構成に正しく位置決めされない場合、又は静止構成での位置決め後に誤って下がり落ちる場合でも、シャッタピン9を支持面18から取り外すことを保証する。

【0059】

そのような点に関して、閉鎖手段7が、交差脚部17の実質的に逆に配置される軸方向静止縁部19を備えることが強調される。

【0060】

軸方向静止縁部19は、横たわり構成で、静止ベースと協働して、平面グリップ要素8を支持面18に静止させるのに適し、横たわり構成では、平面グリップ要素8は略水平に配置され、シャッタピン9は、支持面1に対して持ち上げられた状態を保つ(図4)。

【0061】

実際には、説明された本発明が提案された目的を達成することが確認されている。

【0062】

この点に関して、本発明による容器を容易に開くことができ、必要があれば、内部の流体製品の滅菌性を危険に曝すリスクなく、再開鎖可能なことが強調される。

【0063】

上で説明し示したような閉鎖手段を提供する特定の装置により、平面グリップ要素を有することができ、平面グリップ要素は、シャッタピンを支持面に接触させる必要なく、したがって、微生物及びバクテリアにより汚染されるリスクない状態であることができることも強調される。

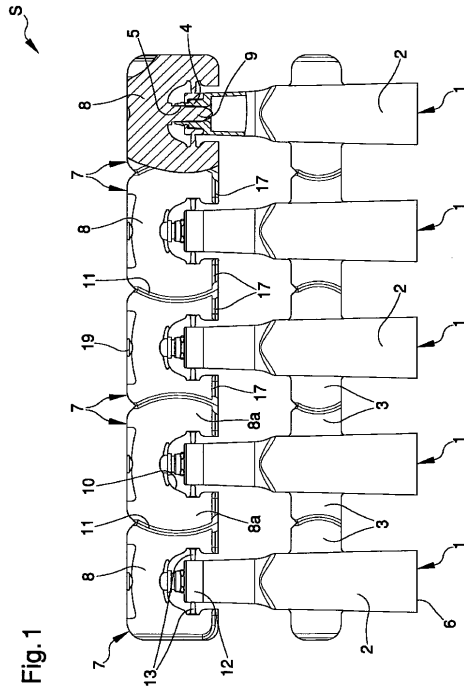
10

20

30

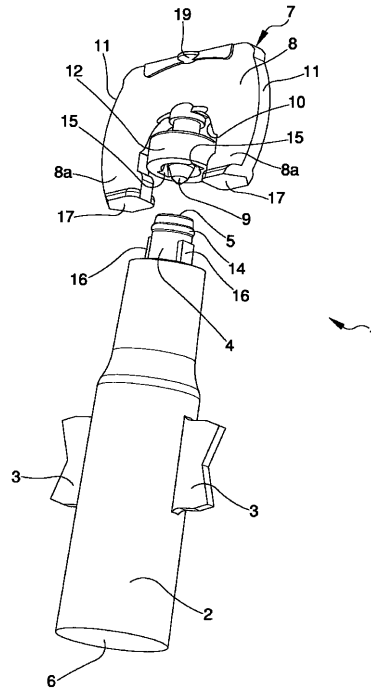
40

【 図 1 】



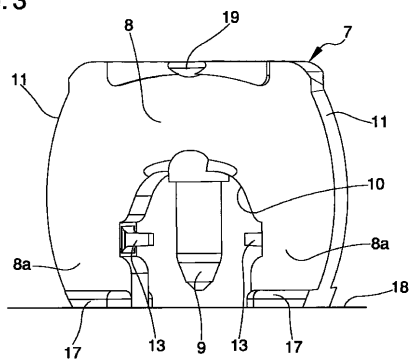
【 図 2 】

Fig. 2



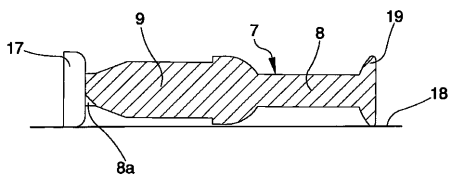
【 図 3 】

Fig. 3



【 図 4 】

Fig. 4



フロントページの続き

(56)参考文献 特表2004-503439(JP,A)
米国特許第03366289(US,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 1/00 - 1/46

B65D 39/16

B65D 41/32

B65D 55/02

A61J 1/00